

(設置)

第1条 (仮称) 野洲市民病院の整備事業(以下「病院整備事業」という。)における設計及び建設工事に関する事、医療機器整備に係る計画に関する事並びに運営に係る計画に関する事について、学識経験者等による鑑定及び評価を行い、病院整備事業の最適化を図るため、(仮称)野洲市民病院整備運営評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 病院整備事業における基本設計、実施設計及び建設工事に関する事の鑑定及び評価
- (2) 病院整備事業における医療機器整備に係る計画に関する事の鑑定及び評価
- (3) 病院整備事業における病院の運営に係る計画に関する事の鑑定及び評価
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関する学識経験者
- (2) 建築に関する学識経験者
- (3) 医療経済に関する学識経験者
- (4) 病院整備事業に係る機関の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 評価委員会の委員(以下「委員」という。)の任期については、市長が委嘱するときに別に定める。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、第2条第1号又は第2号に掲げる事項について、専門的な見地から調査又は審議をするため、評価委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、部会員若干名をもって組織し、部会員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員のうちから委員長が指名する。

4 前条の規定は、部会における会議について準用する。この場合において、同条第1項中「評価委員

会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

5 部会長は、部会の調査若しくは審議が終了したとき、又は委員長が求めるときは、その調査若しくは審議の結果又は経過を評価委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、政策調整部地域戦略課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年5月6日から施行する。